# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0	)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

## 鹿児島国民年金 事案 774

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和61年6月

私は、転職に伴いA市に転入したとき、妻と当時1歳の子供を連れて車で市役所に行き、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したのに、妻だけが納付済みの記録となっており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和59年に会社を退職した際に、退職月から国民年金保険料を納付しなければならないと説明を受けていたので、申立期間の国民年金保険料についても、きちんと納付した。」と述べているところ、現に、当該事業所を退職した直後の昭和59年2月から同年7月までの国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間の国民年金保険料を申立人と一緒に納付したとするその妻も、申立期間について、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、国民年金保険料を納付していることがA市の国民年金被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立期間当時のA市役所の窓口における国民年金保険料の納付方法について、同市は、「昭和61年には納付書の発行を電算化していたので、通常は加入手続後に納付書を送付していたが、窓口には手書き用の納付書を用意していたので、加入手続と同時に納付書を発行することは可能であり、国民年金保険料は会計課の窓口で収納していた。」と回答しており、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 775

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から40年3月まで

私が20歳になったときに、当時の勤務先の事業所が私の国民年金の加入手続をしてくれた。その後は給与から国民年金保険料として毎月100円ずつ徴収されたので、事業所が私の代わりに納付してくれたはずであるから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になったときに、当時の勤務先の事業所が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、毎月給与から徴収されていた。まとめて徴収されたことはなかった。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が21歳であった昭和40年12月24日に、当時20歳に達していた元同僚二人とともにA市に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより確認でき、申立人の主張と異なっている。

また、申立人は、当該元同僚二人とともに、申立期間直後の昭和 40 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる上、当該元同僚二人は、申立期間を含む同年 4 月より前の期間の国民年金保険料については、当時の勤務先の事業所を退職後に、特例納付により納付していることが確認できることから、当該事業所は、同年 4 月以降の期間については、国民年金保険料を給与から控除して納付したものの、申立期間については、納付していないと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入 手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入 手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする当時の勤務先の事業所は、当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付の実施の有無等については不明であるとしており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 776 (事案 649、721 の再申立て)

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 55 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年3月まで

私が 20 歳になった当時は、親元を離れて学生であったが、私の父から私の国民年金保険料をきちんと納付していると聞いた記憶がある。納付は全て父に任せていたので領収書等は無いが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

前回まではこの申立てが認められなかったが、前回までの決定に納得がいかないので、再度申し立てる。また、マスコミの報道では、社会保険庁(当時)が記録を紛失したり、不正を行ったりしたとされているのだから、私に新たな証拠等を求めるのではなく、私の父親が私の国民年金保険料を納付していないことを第三者委員会が証明してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月8日以降に払い出され、申立人は、55年4月25日に国民年金に加入していることが市の国民年金被保険者名簿により確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の全ての期間は大学生であったと述べていることから、国民年金の任意加入被保険者であり、国民年金保険料を遡って納付することができなかったものと推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない、ii)申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金

の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、20歳になった時にその父親から、日本国民の義務である国民年金保険料の支払を開始すると言われたことなどを挙げて、再申立てを行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年5月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その父親が申立人の国民年金保険料を納付していないことを第三者委員会が証明してほしいとして、再々申立てを行った。

しかしながら、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき公正な判断を示すこととしており、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」を判断の基準として審議を行っているところ、申立人が求めるような証明は、年金記録確認第三者委員会が行うものではない。

また、年金記録確認第三者委員会が審議する国民年金保険料の納付の有無に係る申立事案は、年金記録では保険料が未納となっているが申立人は納付したというものであり、領収書など保険料の納付を直接証明づけられる資料が無い場合には年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案であるところ、本事案では、記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、前述のとおり、むしろ保険料を納付していないことをうかがわせる周辺事情が存在し、一方、申立期間以降の保険料を全て納付していること以外に申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、今回の申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 838

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月2日から38年7月24日まで

② 昭和38年10月7日から40年2月1日まで

③ 昭和40年5月18日から同年8月10日まで

④ 昭和41年7月8日から49年1月1日まで

私は、A社を退職した昭和48年12月末に、同社の近くの社会保険事務所(当時)で脱退手当金を受給した記憶がある。しかし、日本年金機構の記録が、私が受け取ったと記憶している金額と時期とは全く異なっていることを知り、納得がいかない。私が受給した脱退手当金の金額は3万円ぐらいであり、約11万円という金額ではなかったので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に脱退手当金を受給したことは認めているが、脱退 手当金の支給時期及び支給金額に係る記録に誤りがあると主張している。

しかしながら、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金は、申立期間④におけるA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和49年4月1日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「給・脱」欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」を丸で囲む表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「A社を退職した昭和48年12月末に同社の近くの社会保険事務所に行き、約3万円の脱退手当金を受給した記憶がある。」と主張しているが、当該時点では、申立人はA社の厚生年金保険被保険者であり、制度上、

当該脱退手当金を受給することができず、申立人の主張は不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、記憶している受給額と年金記録上の支給額が一致しないことを理由に、その支給記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、脱退手当金が支給されたか否かを踏まえて脱退手当金の支給の有無に関する記録の訂正の要否を判断するものであり、当該記録に基づいて社会保険庁(当時)において支給された脱退手当金の金額の妥当性を判断することはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 839 (事案 692 の再申立て)

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 1 日から 46 年 7 月 28 日まで 私は申立期間中、A社のB事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年 金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として間違いなく働いていたので、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

今回、私は申立期間当時に当該事業所に係る健康保険証を使用して通院した医療機関の名称を挙げ、再度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)雇用保険の記録では、申立人が申立期間中、「A社B事業所」で雇用されていたことが確認できるものの、オンライン記録では、A社及びB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できないこと、ii)商業登記簿謄本では、昭和42年7月15日に設立登記されたA社が58年11月1日付けで解散登記されており、申立人が氏名を挙げた元事業主は、登記簿上の代表取締役の氏名と一致するものの、その所在は不明であること、iii)申立人が氏名を挙げた申立期間当時の元同僚二人から聴取したものの、「私は、昭和42年6月頃から46年頃にかけてB事業所で勤務しており、申立人の氏名を覚えている。しかし、A社は当時から、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことを承知している。」などと供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年5月30日付けの年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、前回及び今回の申立てにおいて、診療所の名称を挙げた上で、申

立事業所に係る健康保険証を使って申立期間当時通院したことがあると供述 しているが、関係する医師会、都道府県担当課へ照会したものの、既に診療所 の長は死亡し、当該診療所も閉鎖されているなどと回答するのみであり、申立 てに関する供述等が得られない。

このほかに、申立人は申立期間当時に申立事業所から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているものの、前述のとおり、当該事業所がそもそも、厚生年金保険の適用を受けていたことが確認できないなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 840

#### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和59年9月21日から60年3月1日までにおいて、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月21日から60年3月1日まで

私は、昭和59年9月から平成7年1月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、私は、申立事業所から申立期間中の厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給料支払明細書を持っている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の供述などから、申立人が申立期間中、A社に勤務していたことが確認できるとともに、申立人が保管している「給料支払明細書」により、厚生年金保険料が、申立人の当該期間中の給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録はもとより、申立事業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所原票(表紙)及び事業所記号等索引簿では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の後の昭和60年3月1日であることが確認できる。

また、前述の事業所原票(表紙)の「適用区分」欄には、「任包」と記録されており、申立事業所が適用事業所となった時点では、厚生年金保険法の規定による強制適用事業所ではなく、社会保険庁長官(当時)の認可を受け任意包括適用事業所として適用されていることが確認できる。

さらに、申立人や当時の代表取締役を始め、前述した複数の元同僚から聴取 した結果、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となる以前における従業員 数は5人未満であったと推認できることから、当該事業所は申立期間当時、厚 生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったと考えられる。

加えて、前述の給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、控除されるべきではない保険料が控除されていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 841

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から36年6月1日まで

私は、昭和32年2月にA社B工場へ臨時職員として入社後、正社員となった33年4月から、退職した41年12月までの間、A社B工場、同社C工場、及び社名変更後のD社C工場で継続して勤務したにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、昭和32年2月に入社後、大型トラック運転手が不足していた会社の指示、費用で運転免許を取得するため、私を含めた4人が一緒に自動車学校へ2か月ほど通ったこと、運転免許の取得後には申立事業所の工場長に呼ばれ、33年4月1日から正社員にすると約束してくれたことを覚えているので、申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A社B工場で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は、昭和40年6月25日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主や申立人が挙げた元総務課長は、オンライン記録により、それぞれ所在不明、死亡となっている上、申立人や前述の複数の元同僚が姓のみを挙げた申立事業所の元工場長の所在も不明である。

また、A社を合併し承継したとしているD社の本社及びE事業本部はいずれ も、当時の関係資料等を保管していないことなどから、申立期間における申立 人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答し ている。 さらに、申立人が同じ自動車学校へ通っていたとして氏名を挙げた、申立人と同じ職種の元同僚3人は、いずれも「私は、昭和34年9月頃か10月頃に申立事業所へ臨時職員として入社しているが、厚生年金保険に加入した時期は、正社員となった入社から約1年後である。」等と供述しており、申立事業所では、一部の従業員をその勤務期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、申立人は、申立事業所において正社員となった契機の一つとして、大型自動車免許を昭和32年に取得したことを挙げているところ、前述の元同僚3人は、「私の大型自動車免許の取得日は、申立人の言う昭和32年ではなく、35年で間違いない。」、「私の大型一種免許の取得日は、免許証に記載のある昭和35年となっている。」等と供述しており、申立人が申立事業所の正社員となったとする時期の記憶は曖昧である。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和 36 年6月1日から40年6月1日までの間に確認できるのみである。

このほか、雇用保険の記録では、申立人が昭和36年6月1日から41年5月31日までの間、A社と見られる事業所に雇用されていることが確認できるのみであるとともに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。